

手続き名	<b>森林等における火入れの許可申請</b>
■根拠法令等	森林法第21条・森林法施行規則第14条 津市火入れに関する条例 津市火入れに関する条例施行規則
■根拠法令等の概要	森林又は森林に接近している <b>政令で定める範囲内(※1)</b> にある原野、山岳、 荒廃地その他の土地における火入れについては、森林法第21条および森林 法施行規則第14条の規定に基づき、従来から農林業の経営上不可欠のもの として慣行的に行われてきている造林のための地ごしらえ、開墾準備等の目 的に限ってはこれを行い得ることとするとともに、これを行う場合には市長 の許可を要し、かつ、市長の指示のもとに実施すること。 (※1 森林またはその周囲1キロの範囲内での火入れの許可に關し定めたもの) (※2 面積は2haを超えないこと。ただし、1ha以内に区画すれば可。)
■申請者	火入れを行おうとする者 森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者。な らびに国又は地方公共団体が請負(委託)契約により他に発注して火入れを 行う場合には、請負(受託)者は市長の許可を受けること。
■審査基準	森林又はこれに近接している土地においては、森林法第21条第2項に規定 する造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除及び焼畑ならびに森林法 施行規則第14条に規定する採草地の改良を目的とするもの以外の火入れ は許可してはならないこととされている。
■申請時期	<b>10日前まで</b>
■申請窓口	津市農林水産部林業振興室 ☎059-262-7025 または各総合支所
■必要書類	<b>火入許可申請書</b>
■添付書類等	①当該土地及び周囲の現況・防火設備の位置を示す見取り図(2部) ②当該土地所有者又は管理者の承諾書 ③当該請負契約書又は委託契約書の写し (②及び③は、申請者以外の方が土地を所有し、又は管理している場合)
■申請方法	必要書類を添え、上記申請窓口にお越しください。
■その他	火入れ責任者は、火入れに際し許可証を携帯しなければならない。
■様式	火入れ許可申請書(様式第1号)

# 津市火入れに関する条例及び同条例施行規則規定事項

## 許可の申請

### (1) 許可の申請

火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間の開始する日の**10日前**（国有林野の管理経営に関する法律に規定する国有林野又はこれに接近する森林若しくは土地の場合は、**20日前**）までに**火入許可申請書（第1号様式）**を市長に提出する。

### (2) 添付書類

- ① 当該土地及び周囲の現況・防火設備の位置を示す見取り図（2部）
- ② 当該土地所有者又は管理者の承諾書
- ③ 当該請負契約書又は委託契約書の写し

（②及び③は、申請者以外の方が土地を所有し、又は管理している場合）

## 許可の基準

### (1) 火入れの目的が次の場合

- ① 造林のための地ごしらえ
- ② 開墾準備
- ③ 害虫駆除
- ④ 焼畑
- ⑤ 前各号に準ずる事項であって農林水産省令で定めるもの（採草地の改良）

(2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められるとき。

(3) 火入れの面積が2haを超えないこと。

ただし、火入地を1ha以下に区画し、その1区画に火入れを行い、その区画が完全に消化したことを確認した後、次の1区画に火入れを行う場合はこの限りでない。

## 許可書の交付等

(1) 許可するときは、**火入許可証（第2号様式）**を交付する。

(2) 不許可とするときは、**火入不許可理由書（第3号様式）**を交付する。

## 火入れの通知

火入れを行う日の前日までに場所、日時を市長に通知する。

## 防火帯の設置基準

防火帯は、火入地の周囲に幅**5m以上**（火入地が傾斜地である場合における上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については、**10m以上**）とする。

## 火入従事者等の基準

(1) 火入従事者等の基準は、火入れの面積に応じて、次のとおりとする。

- ① 0.5ha未満：10人以上
- ② 0.5ha以上：10人＋5人×（火入れ面積－0.5ha）÷0.5ha以上

(2) 消火に必要な器具

スコップ、バケツ、チェーンソー、かま、火たたき等

## 許可証の返却

火入れが終了したとき、火入れの許可の対象期間が経過したとき、又は許可を取り消されたときは、速やかに火入許可証を返納する。

## 消防本部への通知

火入れ許可を行った場合は、消防本部へ通知する。